

(問い合わせ先)
令和5年4月11日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

県内における高病原性鳥インフルエンザ（県内5例目）に係る移動制限区域の解除に伴う消毒ポイントの運営終了と危機対策本部の廃止について（県内5例目 第15報）

令和5年4月11日
畜産課

1月10日に、三次市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（県内5例目）については、移動制限区域（発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域）を設定していましたが、家畜伝染病予防法で規定された解除の要件（発生農場の防疫措置の完了から21日を経過）に該当したため、国と協議し、4月11日（火）午前0時をもって、移動制限区域を解除しました。

今回の解除によって、県内全ての消毒ポイントの運営を終了しました。

また、今季の発生に係る全ての防疫措置が完了したため、危機対策本部についても廃止しました。

1 移動制限区域の解除

令和5年4月11日（火）午前0時00分

2 消毒ポイントの運営終了について

令和5年4月11日（火）午前0時00分

終了した消毒ポイント：②三次市三和支所（三次市三和町上板木 38-4）

3 危機対策本部の廃止について

令和4年12月16日に設置した危機対策本部については、令和5年4月11日（火）午前0時をもって廃止しました。

4 防疫対策の徹底について

国内で高病原性鳥インフルエンザが続発している状況を踏まえ、引き続き、県内養鶏場に対して、農場の消毒と異常発生時の早期通報の徹底について指導を行います。

5 報道機関へのお願い

我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。

(別紙)

消毒ポイント一覧表

番号	場 所	運営状況
①	終了 (2月7日(火)午前0時)	
②	三次市三和支所	終了 (4月11日(火)午前0時)
③	終了 (4月6日(木)午前0時)	
④	終了 (4月6日(木)午前0時)	
⑤	終了 (4月6日(木)午前0時)	
⑥	終了 (2月16日(木)午前0時)	
⑦	終了 (2月22日(水)午前0時)	